

(介 45)
平成 22 年 2 月 25 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
三 上 裕 司

「平成22年度の介護職員処遇改善交付金に関する取扱いについて」
の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護職員処遇改善交付金の申請手続きにつきましては、事業年度ごとに申請を行うこととなっているところであります。

しかしながら、平成22年度当初交付となる2月サービス提供分の申請期限が近付いているものの、平成21年度に既に交付金の交付を受けている事業者の一部において、平成22年度分の交付申請手続きが必要と認識していない事例等が見受けられることから、今般、平成22年2月サービス分からの交付手続きを2月中に行わなかった事業者においても、3月中に交付申請手続きが行われれば、特例的に2月サービス分に遡及して交付金が支払われることとなり、厚生労働省よりその旨が事務連絡として発出されました。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、周知方ご高配の程宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

(別添資料)

- ・平成22年度の介護職員処遇改善交付金に関する取扱いについて
(平22. 2. 23 厚生労働省老健局事務連絡)

以上

事 務 連 絡
平成 22 年 2 月 23 日

各介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局

平成 22 年度の介護職員処遇改善交付金に関する取扱いについて

日頃より、介護保険制度の円滑な運営に御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

また、介護職員処遇改善交付金につきましては、大変お手数をおかけしており感謝申し上げます。

さて、交付金の手続きにつきましては、事業年度ごとに申請を行っていただくこととなっているところです。

しかし、平成 22 年度当初交付となる 2 月サービス提供分の申請期限が迫っているにもかかわらず、平成 21 年度においてすでに交付金の交付を受けている事業者が、改めて平成 22 年度分の交付申請手続が必要と認識していない事例等が見受けられます。

このため、平成 22 年 2 月サービス分からの交付金の交付手続きを 2 月中にとらなかつた事業者においても、3 月中に交付申請手続が行われれば、特例的に 2 月サービス分に遡及して交付金を支払うこととします。

貴団体におかれましては、平成 22 年度の取扱いについて、未申請の貴会会員の皆さまに対して改めて周知していただくとともに、できるだけ申請を行っていただくよう、積極的な働きかけをお願いいたします。

また、平成 22 年度から新たに申請される会員の皆さまに対する周知についても、引き続き行っていただくようお願いいたします。